

第87回 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時 2025年2月27日（木曜日）午前10時
〔受付開始は午前9時30分〕

書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使期限
2025年2月26日（水曜日）午後5時45分まで

場所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11-1
三井住友海上駿河台新館
TKPガーデンシティ御茶ノ水 3階
カンファレンスルーム 3B～3C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告書	22
株主総会参考書類	27
第1号議案 剰余金の処分の件	27
第2号議案 取締役11名選任の件	28
第3号議案 監査役1名選任の件	37

ご来場の株主様へのお土産はお配りいたしません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7879

2025年2月10日

(電子提供措置の開始日 2025年2月4日)

株 主 各 位

東京都台東区浅草橋5丁目13番6号

株式会社ノダ

代表取締役社長 野田 励

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.noda-co.jp/corporate/ir/stocks/shareholders.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ノダ」又は「コード」に当社証券コード「7879」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページに記載のとおり、2025年2月26日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月27日(木曜日)午前10時〔受付開始は午前9時30分〕
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11-1 三井住友海上駿河台新館
T K P ガーデンシティ御茶ノ水 3階 コンファレンスルーム3B~3C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項
報告事項

1. 第87期(自2023年12月1日至2024年11月30日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期(自2023年12月1日至2024年11月30日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面(郵送)及びインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

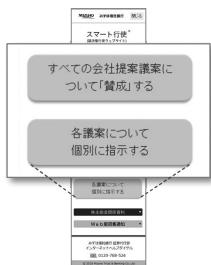
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

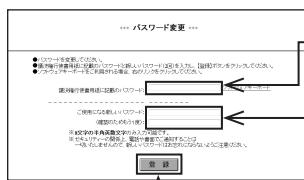
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事業報告

(自 2023年12月1日)
(至 2024年11月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年12月～2024年11月）におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善の動きが見られたものの、物価上昇が続くなか個人消費は力強さを欠き、また、ロシア・ウクライナ問題の長期化や中東情勢の悪化、不安定な為替相場など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

住宅業界においては戸建を中心に需要の低迷が続いており、建築費高騰や職人不足などの影響から当連結会計年度の新設住宅着工は、前期に比べ総戸数3.5%減、床面積5.4%減となりました。また、住宅着工の不振を受け、合板の荷動きも低調に推移しており、引き続き各社で生産量や入荷量の調整が行われました。

このような厳しい事業環境において当社グループは、収益確保のため、労働生産性の向上や固定費のコントロール、原材料の見直し、配送効率の向上など各種コストダウンの徹底に取り組みました。また、内装建材シリーズ「カナエル」の定着・拡販に注力するとともに、合板やMDF（中質繊維板）など素材については、市場動向や製造・輸入原価に即した販売価格の設定と適正な在庫水準の維持をはかりながら、シェアの確保に努めました。しかしながら、住宅の着工減が響き販売量が伸び悩むなか、原材料・副資材コストは引き続き高水準で推移し、さらに、物流コストの上昇や国産針葉樹合板の販売価格低下なども利益の圧迫要因となり、収益性は低下いたしました。

この結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高67,039百万円（前期比8.5%減）、営業利益444百万円（前期比90.5%減）、経常利益675百万円（前期比86.5%減）となりました。また、減損損失の計上や繰延税金資産の取り崩しにより、親会社株主に帰属する当期純損失4,612百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益2,834百万円）となりました。

事業別の業績概要は次のとおりであります。

<住宅建材事業>

内装建材シリーズ「カナエル」をてこに、意匠性や省施工など多様なニーズに応える高付加価値製品の提案活動を継続するとともに、充実したラインナップの防音フロアやバリアフリー商品群「ユニバーサル ディレクト」等の拡販にも引き続き注力いたしました。さらに、軽量・重量いずれの床衝撃音も低減する木造

遮音・防火工法「シャーオン」の本格展開を第3四半期より開始し、木造集合住宅等における生活音対策として同工法の提案を積極的に行いました。これらの取り組みによって、新築戸建市場における需要の掘り起こしに加え、比較的堅調な貸家市場や、リフォーム・リノベーション市場、高齢者施設や公共・商業施設など非住宅市場のさらなる開拓を推進し、シェアの確保に努めました。

MDFについては、相次ぐ地震災害や国・自治体によるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及促進を踏まえ、耐震性能や透湿性能に優れた「HBW」（構造用ハイベストウッド）の提案強化を引き続き推進いたしました。

しかしながら、住宅の着工減などの影響から建材・MDF製品全般について販売量が回復しないなか、生産調整の継続や高水準で推移する原材料・副資材価格などが利益を圧迫いたしました。この結果、住宅建材事業の売上高は40,329百万円（前期比4.8%減）、営業損失は10百万円（前期は営業利益442百万円）となりました。

<合板事業>

合板については、国産・輸入いずれも需要の低迷により販売量が低水準で推移する厳しい状況が続きました。

国産針葉樹合板は、国内出荷量が低迷するなか、当社グループを含めた合板メーカー各社は生産調整を継続いたしました。10月以降、ようやく荷動きに持ち直しの動きが見られたものの、販売価格は期を通じて値下がり傾向で推移いたしました。

輸入南洋材合板は、前期において港頭在庫の調整が進んだことから入荷量に持ち直しの動きが見られたものの、国内需要は依然として弱含みであり、販売価格は緩やかな値下がり傾向となりました。また、円安等の影響で仕入コストが高止まりとなり、採算性が悪化する厳しい状況が続きました。

この結果、合板事業の売上高は26,710百万円（前期比13.5%減）、営業利益は2,210百万円（前期比63.1%減）となりました。

<事業別の売上高及び損益>

区 分	売上高 (百万円)	前期比 (%)		営業損益 (百万円)	前期比 (%)
		前期比 (%)	構成比 (%)		
住宅建材事業	40,329	△4.8	60.2	△10	—
合板事業	26,710	△13.5	39.8	2,210	△63.1
調整額	—	—	—	△1,755	—
合計	67,039	△8.5	100.0	444	△90.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は4,485百万円であり、その主なものは当社及び連結子会社石巻合板工業株式会社並びに連結子会社アドン株式会社の生産設備における品質、生産効率改善投資などであります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新設住宅着工戸数は、国内人口や世帯数の減少に伴い長期的に減少傾向で推移すると見込まれておりますが、すでに戸建を中心に低迷が続いており、2025年11月期も本格的な回復は見込めない厳しい事業環境が予想されます。一方で、住み替え需要は底堅いものがあり、貸家市場やリフォーム・リノベーション市場は今後も比較的堅調に推移するものと思われれます。また、法改正等により建築物の省エネ化や構造計算に関する規制が強化され、優れた強度や透湿性を持つ耐力面材の需要がさらに高まることが期待されます。

当社グループはこのような事業環境のもと、新規顧客の獲得や既存顧客との取引深耕を図るため、新築戸建市場における競争力強化に加え、貸家・リフォーム市場のさらなる開拓を推進します。そのための取り組みとして、深刻化する職人不足の解決に貢献する省施工製品の開発・拡充や、連結子会社(株)ナフィックスや各地の施工業者との連携による材工販売の拡大、HBWのさらなる拡販、多様なニーズに応えるデザインや機能を備えた新製品の投入などにより、付加価値の高い提案活動に注力し、安定的な収益の確保に努めます。また、2025年11月期より連結範囲に含める子会社(株)アリモト工業との営業・施工分野での連携をさらに強化し、非住宅分野の開拓も一層推進いたします。合板やMDFなど素材につきましては、引き続き需要動向を注視しながら適切な仕入・生産を行い、コストに見合った適正な販売価格の設定に努めるとともに、中・大規模建築物向けなど用途拡大のための研究開発にも取り組みます。さらに、原材料や製造工程の見直しや、効果的な販促活動の徹底、配送効率の向上、固定費のコントロールなど、生産性向上やコスト削減の徹底により収益性を改善するとともに、IT投資や人材育成、職場環境改善の推進、災害対策や安全管理の徹底など各種施策を引き続き実施して、経営基盤の強化に努めます。

なお、これらと並行し、SDGsへの取り組みとして、植林により再生可能な木材資源である国産材を使用した国産針葉樹合板や、再生資源・未利用資源である廃木材のチップを使用したMDFを積極的に活用するとともに、健全な森林を整備するため、これらの原材料として間伐材を積極的に受け入れることで、引き続きCO2の削減や持続可能な森林循環に貢献いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう

お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 84 期	第 85 期	第 86 期	(当連結会計年度)
		2021年11月期	2022年11月期	2023年11月期	第 87 期 2024年11月期
売 上 高		64,586百万円	81,012百万円	73,227百万円	67,039百万円
営 業 利 益		3,829百万円	9,797百万円	4,701百万円	444百万円
経 常 利 益		4,243百万円	10,332百万円	5,019百万円	675百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)		2,535百万円	6,056百万円	2,834百万円	△4,612百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		155円69銭	372円51銭	176円53銭	△291円77銭
総 資 産		63,998百万円	76,632百万円	76,371百万円	74,182百万円
純 資 産		33,503百万円	40,730百万円	44,041百万円	38,922百万円
1株当たり純資産		1,847円12銭	2,248円63銭	2,416円67銭	2,140円40銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 84 期	第85期	第86期	(当期) 第87期
		2021年11月期	2022年11月期	2023年11月期	2024年11月期
売 上 高		45,635百万円	53,415百万円	49,052百万円	46,103百万円
営業利益又は営業損失(△)		1,634百万円	1,946百万円	△451百万円	△1,545百万円
経常利益又は経常損失(△)		1,880百万円	2,293百万円	440百万円	△590百万円
当期純利益又は当期純損失(△)		1,240百万円	1,556百万円	448百万円	△4,855百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		76円16銭	95円73銭	27円94銭	△307円16銭
総 資 産		42,202百万円	45,501百万円	43,920百万円	39,913百万円
純 資 産		18,337百万円	19,231百万円	19,237百万円	13,533百万円
1株当たり純資産		1,126円06銭	1,197円80銭	1,198円18銭	864円44銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年11月30日現在)

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
石巻合板工業株式会社	330百万円	80.00%	合板の製造、販売
アドン株式会社	30	100.00	建材製品（建具、収納家具）の製造
株式会社ナフィックス	30	100.00	建設（住宅関連工事）、建設資材販売
アイピーエムサービス株式会社	20	100.00 (100.00)	合板の加工
PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES (スラインダー社)	9百万米ドル	100.00 (0.67)	建材製品（建具、造作材、収納家具）の製造

(注) 議決権比率の()内は、間接所有の比率を内数で表示しております。

③ その他重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SANYAN WOOD INDUSTRIES SDN. BHD. (サンヤン社)	20百万マレーシアリンギット	49.00% (49.00)	合板の製造

(注) 議決権比率の()内は、間接所有の比率を内数で表示しております。

当社の連結子会社は上記の「② 重要な子会社の状況」に記載の5社であり、持分法適用会社は上記の「③ その他重要な関連会社の状況」に記載の1社であります。

(7) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

当社グループの事業区分は、内装材、住宅機器他及び繊維板の製造販売並びに住宅関連工事を行っている「住宅建材事業」と、合板の輸入・製造販売を行っている「合板事業」に区分しております。

事業区分	主要な事業内容	
住宅建材事業	内装材	床材、内壁材、造作材、階段、框・式台
	住宅機器他	ドア、引戸、クローゼット、開口部材、玄関収納、収納機器、住宅構造材、モルタル下地材、その他
	繊維板	MDF（中質繊維板）
	住宅関連工事	住宅関連工事の請負
合板事業	針葉樹合板 南洋材合板他	普通合板、構造用合板、型枠合板

(8) 主要な営業所及び工場等 (2024年11月30日現在)

- ① 当 社
- ・本 社：東京都台東区
 - ・営業拠点：北海道（札幌市）、旭川、帯広、青森、北東北（盛岡市）、東北（仙台市）、郡山、東京（台東区）、千葉、柏、埼玉（さいたま市）、高崎、宇都宮、茨城（水戸市）、横浜、厚木、西東京（八王子市）、甲府、新潟、長野、静岡、沼津、浜松、名古屋、三重（鈴鹿市）、三河（岡崎市）、岐阜、金沢、大阪、京奈（京都市）、兵庫四国（神戸市）、中国（広島市）、北九州、大分、福岡、長崎（諫早市）、熊本、宮崎、南九州（鹿児島市）、沖縄（那覇市）、他
 - ・ショールーム：東京都台東区、仙台市、横浜市、静岡市、名古屋市、大阪市、福岡市
 - ・工 場：静岡県静岡市、静岡県富士市

② 子会社及び関連会社

〔国内〕石巻合板工業株式会社	：宮城県石巻市
ア ド ン 株 式 会 社	：静岡県静岡市
株 式 会 社 ナ フ ィ ッ ク ス	：東京都台東区
アイピーエムサービス株式会社	：宮城県石巻市

〔海外〕PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES （スライダ―社）	：インドネシア
SANYAN WOOD INDUSTRIES SDN. BHD. （サンヤン社）	：マレーシア

(9) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,761名	4名減

(注) 上記従業員数は就業人員で表示しております。また、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,036名	2名増	44.0歳	19.1年

(注) 上記従業員数は就業人員で表示しております。また、臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2024年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	2,026百万円
株式会社みずほ銀行	1,852
株式会社三井住友銀行	1,334
株式会社三菱UFJ銀行	1,242
株式会社七十七銀行	1,000
みずほ信託銀行株式会社	695
株式会社清水銀行	620
三井住友信託銀行株式会社	530

2. 会社の株式に関する事項 (2024年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 68,303,200株
(2) 発行済株式の総数 17,339,200株 (自己株式1,683,586株を含む)
(3) 株主数 4,888名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
野田 有 一	2,794千株	17.9%
野田 周 子	1,022	6.5
三井物産株式会社	690	4.4
株式会社静岡銀行	640	4.1
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	589	3.8
株式会社みずほ銀行	562	3.6
東京海上日動火災保険株式会社	544	3.5
野田 章 三	437	2.8
明治安田生命保険相互会社	363	2.3
株式会社ジュートック	358	2.3

- (注) 1. 当社は自己株式1,683,586株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ・自己株式の取得
 当社は、取締役会決議に基づき市場取引等により、2024年4月に次のとおり自己株式の取得を実施いたしました。
 - ①取得した自己株式の総数 400,000株
 - ②取得価額の総額 468百万円

3. 新株予約権等に関する事項 (2024年11月30日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年11月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 田 励	
代表取締役専務	野 田 四 郎	清水保全エネルギーセンター、富士川保全エネルギーセンター担当兼国産材活用事業部長 石巻合板工業株式会社代表取締役社長 アイピーエムサービス株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	高津原 健太郎	建材事業部長 株式会社ナフィックス代表取締役社長
取 締 役	宮 田 佳 明	ICTソリューション推進部担当兼経営企画部長兼海外事業推進室長
取 締 役	良 知 正 啓	経理部、審査室担当兼総務部長兼人事部長
取 締 役	新 美 泰	品質保証部、富士川事業所担当兼建材製造本部長
取 締 役	天 岸 知 樹	清水事業所担当兼繊維板事業部長
取 締 役	服 部 裕 仁	製品開発部長
取 締 役	渡 邊 慎 也	物流部長
取 締 役	塩 坂 健	
取 締 役	高 井 章 光	高井総合法律事務所代表パートナー 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ社外監査役 株式会社NEW ART HOLDINGS社外監査役 株式会社コジマ社外取締役 (監査等委員) 大和証券リビング投資法人監督役員
常 勤 監 査 役	長谷川 倫 源	
監 査 役	三 浦 悟	三浦公認会計士事務所代表 ショーボンドホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	上 原 敏 彦	
監 査 役	春 山 直 輝	春山公認会計士事務所所長 公益財団法人ノバルティス科学振興財団監事

- (注) 1. 取締役塩坂 健氏及び取締役高井章光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役三浦 悟氏及び監査役春山直輝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、監査役三浦 悟氏は公認会計士及び税理士、監査役春山直輝氏は監査法人での勤務経験を有する公認会計士であり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役塩坂 健氏及び取締役高井章光氏並びに監査役春山直輝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 2024年2月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、島村明氏及び辻村 力氏は取締役を、浦田 進氏は監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（退任した者も含む）並びにそれらの相続人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補填対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、全ての被保険者について、保険料は会社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等 (賞与)	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	125 (12)	125 (12)	— (—)	— (—)	13 (2)
監査役 (うち社外監査役)	27 (11)	27 (11)	— (—)	— (—)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	153 (23)	153 (23)	— (—)	— (—)	18 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等（6名に対し46百万円）は含まれておりません。
2. 上記には、2024年2月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名に支給した報酬等を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等（賞与）に係る業績指標には子会社からの受取配当金を除く経常利益を採用しており、当事業年度の実績は1,402百万円の経常損失であります。その採用理由は、当該指標が単年度の会社の収益力を示しており、取締役の報酬算定の基礎としてふさわしいものと判断したためであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1992年2月20日開催の第54回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は17名です。

監査役の報酬額は、1996年2月28日開催の第58回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要として、各取締役の報酬は、役職位に応じた固定報酬部分と前年度の個人別成果を反映した成果報酬部分から成る基本報酬と、会社業績及び個人別評価をベースに算定する賞与で構成することとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議により、代表取締役社長野田 励氏及び代表取締役専務野田四郎氏（清水保全エネルギーセンター、富士川保全エネルギーセンター担当兼国産材活用事業部長）が、当事業年度に係る取締役の個人別の評価を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責や業績への貢献度等について公平公正な評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、個人別の成果や事業部門の業績が適正に反映されており、また、代表取締役の協議により決定していることから、取締役会において決議された役員報酬の決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

《社外取締役 塩坂 健氏》

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。他社での会社経営に関する豊富な知識や経験に加え、業界に関する幅広い知識を活かし、客観的な立場から助言や指摘を適宜行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

《社外取締役 高井章光氏》

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役高井章光氏は高井総合法律事務所の代表パートナー、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズの社外監査役、株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社コジマの社外取締役（監査等委員）及び大和証券リビング投資法人の監督役員を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。他社において会社更生管財人代理として会社経営に関与した経験に加え、弁護士としての法律に関する専門知識や経験等を活かし、客観的な立場から助言や指摘を適宜行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

《社外監査役 三浦 悟氏》

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外監査役三浦 悟氏は三浦公認会計士事務所の代表者及びショーボンドホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、また監査役会には12回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、また客観的な立場から助言や指摘を適宜行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

《社外監査役 春山直輝氏》

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外監査役春山直輝氏は春山公認会計士事務所所長及び公益財団法人ノバルティス科学振興財団監事を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
当社の社外監査役への就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、また監査役会には10回全てに出席いたしました。公認会計士として長年にわたり企業の監査業務に携わった経験等を活かし、客観的な立場から助言や指摘を適宜行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況 (2024年11月30日現在)

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	57百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る業務に関する報酬として0.8百万円を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

~~~~~  
以上のご報告は、次の方法により記載しております。

- (1) 金額は、表示桁数未満を切り捨てにより表示しております。
- (2) 比率は、表示桁数未満を四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>47,180</b> | <b>流動負債</b>      | <b>25,535</b> |
| 現金及び預金          | 22,137        | 支払手形及び買掛金        | 11,800        |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 12,832        | 短期借入金            | 7,204         |
| 製 品             | 6,662         | 未 払 金            | 1,905         |
| 仕 掛 品           | 1,385         | 未 払 法 人 税 等      | 95            |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,943         | 設備関係支払手形         | 2,637         |
| そ の 他           | 1,218         | そ の 他            | 1,891         |
| <b>固定資産</b>     | <b>27,002</b> | <b>固定負債</b>      | <b>9,725</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,561</b> | 長期借入金            | 2,497         |
| 建物及び構築物         | 5,418         | リ ー ス 債 務        | 392           |
| 機械装置及び運搬具       | 3,488         | 環境対策引当金          | 10            |
| 工具、器具及び備品       | 355           | 長期未払金            | 44            |
| 土 地             | 6,248         | 退職給付に係る負債        | 5,867         |
| 立 木             | 123           | 繰延税金負債           | 901           |
| リース資産           | 421           | そ の 他            | 10            |
| 建設仮勘定           | 506           | <b>負債合計</b>      | <b>35,260</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>349</b>    | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,090</b> | <b>株 主 資 本</b>   | <b>31,259</b> |
| 投資有価証券          | 9,302         | 資 本 金            | 2,141         |
| 繰延税金資産          | 22            | 資 本 剰 余 金        | 1,587         |
| そ の 他           | 767           | 利 益 剰 余 金        | 28,705        |
| 貸倒引当金           | △2            | 自 己 株 式          | △1,174        |
| <b>資産合計</b>     | <b>74,182</b> | その他の包括利益累計額      | <b>2,249</b>  |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 2,049         |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益          | △1            |
|                 |               | 為替換算調整勘定         | 547           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額     | △345          |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>   | <b>5,412</b>  |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>38,922</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>74,182</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2023年12月1日  
至 2024年11月30日)

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額   |        |
|---------------------|-------|--------|
| 売 上 高               |       | 67,039 |
| 売 上 原 価             |       | 53,536 |
| 売 上 総 利 益           |       | 13,503 |
| 販売費及び一般管理費          |       | 13,058 |
| 営 業 利 益             |       | 444    |
| 営 業 外 収 益           |       |        |
| 受 取 利 息             | 10    |        |
| 受 取 配 当 金           | 200   |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 107   |        |
| そ の 他               | 96    | 415    |
| 営 業 外 費 用           |       |        |
| 支 払 利 息             | 95    |        |
| 売 上 債 権 売 却 損       | 46    |        |
| そ の 他               | 42    | 184    |
| 経 常 利 益             |       | 675    |
| 特 別 利 益             |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 3     | 3      |
| 特 別 損 失             |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損       | 147   |        |
| 減 損 損 失             | 2,112 | 2,259  |
| 税金等調整前当期純損失         |       | 1,581  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 642   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 2,087 | 2,729  |
| 当 期 純 損 失           |       | 4,310  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益     |       | 301    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     |       | 4,612  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,366</b> | <b>流動負債</b>      | <b>18,024</b> |
| 現金及び預金          | 5,379         | 支払手形             | 4,983         |
| 受取手形            | 1,067         | 買掛金              | 4,205         |
| 売掛金             | 6,447         | 短期借入金            | 4,480         |
| 製品              | 5,420         | 1年内返済予定の長期借入金    | 951           |
| 仕掛品             | 1,230         | 未払金              | 1,231         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,912         | 未払法人税等           | 74            |
| その他             | 909           | 設備関係支払手形         | 859           |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,546</b> | その他              | 1,239         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,970</b>  | <b>固定負債</b>      | <b>8,355</b>  |
| 建物              | 1,991         | 長期借入金            | 2,446         |
| 構築物             | 610           | リース債務            | 199           |
| 機械及び装置          | 1,399         | 退職給付引当金          | 4,810         |
| 車両運搬具           | 0             | 環境対策引当金          | 10            |
| 工具、器具及び備品       | 305           | 長期未払金            | 27            |
| 土地              | 2,364         | 繰延税金負債           | 849           |
| 立木              | 123           | その他              | 10            |
| リース資産           | 159           | <b>負債合計</b>      | <b>26,379</b> |
| 建設仮勘定           | 16            | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>325</b>    | <b>株主資本</b>      | <b>11,549</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,250</b> | 資本金              | 2,141         |
| 投資有価証券          | 4,340         | 資本剰余金            | 1,587         |
| 関係会社株式          | 5,073         | 資本準備金            | 1,587         |
| その他             | 837           | <b>利益剰余金</b>     | <b>8,994</b>  |
| 貸倒引当金           | △2            | 利益準備金            | 387           |
| <b>資産合計</b>     | <b>39,913</b> | その他利益剰余金         | 8,607         |
|                 |               | 固定資産圧縮積立金        | 10            |
|                 |               | 別途積立金            | 7,000         |
|                 |               | 繰越利益剰余金          | 1,597         |
|                 |               | <b>自己株式</b>      | <b>△1,174</b> |
|                 |               | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>1,983</b>  |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 1,985         |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益          | △1            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>13,533</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>39,913</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2023年12月1日  
至 2024年11月30日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売 上 高           |       | 46,103 |
| 売 上 原 価         |       | 36,346 |
| 売 上 総 利 益       |       | 9,757  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 11,303 |
| 営 業 損 失         |       | 1,545  |
| 営 業 外 収 益       |       |        |
| 受 取 利 息         | 9     |        |
| 受 取 配 当 金       | 978   |        |
| 受 取 地 代 家 賃     | 41    |        |
| そ の 他           | 47    | 1,077  |
| 営 業 外 費 用       |       |        |
| 支 払 利 息         | 61    |        |
| 売 上 債 権 売 却 損   | 33    |        |
| そ の 他           | 28    | 123    |
| 経 常 損 失         |       | 590    |
| 特 別 損 失         |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損   | 88    |        |
| 減 損 損 失         | 2,112 | 2,200  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |       | 2,791  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 36    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 2,027 | 2,063  |
| 当 期 純 損 失       |       | 4,855  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月16日

株式会社 ノダ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高 広  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細矢 聡  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノダの2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月16日

株式会社 ノダ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高広  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細矢 聡  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノダの2023年12月1日から2024年11月30日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月16日

|           |   |   |         |   |
|-----------|---|---|---------|---|
| 株 式 会 社   | ノ | ダ | 監 査 役 会 |   |
| 常 勤 監 査 役 |   |   | 長谷川 倫 源 | ㊦ |
| 社 外 監 査 役 |   |   | 三 浦 悟   | ㊦ |
| 監 査 役     |   |   | 上 原 敏 彦 | ㊦ |
| 社 外 監 査 役 |   |   | 春 山 直 輝 | ㊦ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社の配当政策の基本的な考え方は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、配当の安定性を確保するとともに、株主の皆様への利益還元を行うことであります。また、内部留保金につきましては、財務基盤の充実強化並びに今後の事業展開に役立てていく考えであります。

なお、当期の期末配当につきましては、これら配当の基本方針並びに当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき20円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含め当期の年間配当金は1株につき42円50銭（前期の年間配当金は1株につき55円、前期に比べ12円50銭の減配）となります。

### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円      総額313,112,280円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年2月28日

## 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 |    | 氏名                                     | 現在の当社における地位     | 取締役会出席状況         |
|-------|----|----------------------------------------|-----------------|------------------|
| 1     | 再任 | 野田 励 <small>の だ つとむ</small>            | 代表取締役社長         | 12/12回<br>(100%) |
| 2     | 再任 | 野田 四郎 <small>の だ し ろう</small>          | 代表取締役専務         | 12/12回<br>(100%) |
| 3     | 再任 | 高津原 健太郎 <small>こう つ はら けん た ろう</small> | 常務取締役           | 12/12回<br>(100%) |
| 4     | 再任 | 宮田 佳明 <small>みや た よし あき</small>        | 取締役             | 12/12回<br>(100%) |
| 5     | 再任 | 良知 正啓 <small>ら ち まさ ひろ</small>         | 取締役             | 12/12回<br>(100%) |
| 6     | 再任 | 新美 泰 <small>にい み たい</small>            | 取締役             | 12/12回<br>(100%) |
| 7     | 再任 | 天岸 知樹 <small>あま ぎし とも き</small>        | 取締役             | 12/12回<br>(100%) |
| 8     | 再任 | 服部 裕仁 <small>は っ と り ゆう じ</small>      | 取締役             | 10/10回<br>(100%) |
| 9     | 再任 | 渡邊 慎也 <small>わた なべ しん や</small>        | 取締役             | 10/10回<br>(100%) |
| 10    | 再任 | 塩坂 健 <small>しお さか けん</small>           | 社外<br>独立<br>取締役 | 12/12回<br>(100%) |
| 11    | 再任 | 高井 章光 <small>たか い あき みつ</small>        | 社外<br>独立<br>取締役 | 12/12回<br>(100%) |

候補者番号 1

の だ つとむ  
野 田 励

1975年7月12日生 (満49歳)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

所有する当社株式の数  
64,300株

- 2005年5月 当社入社 企画室次長  
2006年12月 当社建材事業部副事業部長  
2007年2月 当社取締役建材事業部副事業部長  
2009年2月 当社取締役建材事業部長兼製品開発部長  
2009年4月 当社取締役建材事業部長兼製品開発部長兼スラバヤプロジェクト国内担当  
2011年2月 当社常務取締役建材事業部長兼製品開発部長兼スラバヤプロジェクト担当  
2013年1月 当社専務取締役建材事業部、建材製造本部、製品開発部、情報システム室、スラバヤプロジェクト担当  
2014年1月 当社専務取締役建材事業部、建材製造本部、繊維板事業部、製品開発部、情報システム室、スラバヤプロジェクト担当、品質管理統括室管掌  
2015年1月 当社専務取締役全事業部門及び品質管理統括室管掌、製品開発部、情報システム室、スラバヤプロジェクト担当  
2015年7月 当社専務取締役全事業部門及び品質管理統括室管掌、製品開発部、情報システム室、海外事業推進室担当  
2016年12月 当社代表取締役副社長、全事業部門、品質管理統括室、製品開発部、情報システム室、海外事業推進室管掌、社長補佐  
2017年12月 当社代表取締役副社長、全部門  
2018年12月 当社代表取締役社長 (現任)

◇取締役候補者とした理由

野田 励氏は、当社において建材事業や製品開発部門の責任者を歴任した後、社長として強いリーダーシップで当社グループを牽引してきた実績があり、また、当社の事業全般及び業界に関する豊富な知識や経験等を活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

の だ し ろう  
野 田 四 郎 1955年10月16日生 (満69歳)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

|          |                                                        |          |
|----------|--------------------------------------------------------|----------|
| 1988年7月  | 石巻合板工業株式会社入社                                           | 150,000株 |
| 1992年2月  | 石巻合板工業株式会社取締役                                          |          |
| 2004年1月  | 石巻合板工業株式会社代表取締役社長 (現任)                                 |          |
| 2006年1月  | アイピーエムサービス株式会社代表取締役社長 (現任)                             |          |
| 2018年2月  | 当社常務取締役国産材活用事業部長                                       |          |
| 2021年12月 | 当社代表取締役専務国産材活用事業部長                                     |          |
| 2023年2月  | 当社代表取締役専務清水保全エネルギーセンター、富士川保全エネルギーセンター担当兼国産材活用事業部長 (現任) |          |

《重要な兼職の状況》

石巻合板工業株式会社代表取締役社長  
アイピーエムサービス株式会社代表取締役社長

◇取締役候補者とした理由

野田四郎氏は、当社並びに連結子会社石巻合板工業(株)において主に合板事業に携わり、同事業及び業界に関する豊富な知識や経験等を活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

こうつはら けんたろう

高津原 健太郎 1959年11月2日生 (満65歳)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

所有する当社株式の数

1988年11月 当社入社  
2013年1月 当社建材事業部長  
2013年2月 当社取締役建材事業部長  
2016年12月 当社常務取締役建材事業部長 (現任)  
2023年12月 株式会社ナフィックス代表取締役社長 (現任)

1,400株

《重要な兼職の状況》

株式会社ナフィックス代表取締役社長

◇取締役候補者とした理由

高津原健太郎氏は、当社において主に建材事業の営業部門に携わり、同事業及び業界に関する豊富な知識や経験等を活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

みや た よし あき

宮田 佳明 1961年4月6日生 (満63歳)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

所有する当社株式の数

1987年4月 富士通株式会社入社  
2017年3月 富士通株式会社退社  
2017年4月 当社入社 副社長付部長  
2017年12月 当社経営企画部長  
2018年2月 当社取締役経営企画部長兼海外事業推進室長  
2019年2月 当社取締役情報システム室担当兼経営企画部長兼海外事業推進室長  
2021年6月 当社取締役ICTソリューション推進部担当兼経営企画部長兼海外事業推進室長 (現任)

3,000株

◇取締役候補者とした理由

宮田佳明氏は、富士通㈱)に入社後、IT関連業務や海外事業に携わり、同社で培った豊富な知識や経験等を当社において活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

ら ち まさ ひろ  
良 知 正 啓 1969年1月4日生 (満56歳)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

所有する当社株式の数  
3,200株

1991年4月 当社入社  
2017年1月 当社人事部長  
2018年12月 当社総務部長兼人事部長  
2021年2月 当社取締役総務部長兼人事部長  
2024年2月 当社取締役経理部、審査室担当兼総務部長兼人事部長 (現任)

◇取締役候補者とした理由

良知正啓氏は、当社において主に人事部門に携わり、人事部門や総務部門の責任者を歴任してきた実績から、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

にい み たい  
新 美 泰 1973年10月7日生 (満51歳)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

所有する当社株式の数  
1,100株

1996年4月 当社入社  
2011年6月 当社建材製造本部富士川製造部長  
2019年12月 当社建材製造本部副本部長  
2023年2月 当社取締役物流部、品質管理統括室、富士川事業所担当兼建材製造本部長  
2023年6月 当社取締役物流部、品質保証部、富士川事業所担当兼建材製造本部長  
2024年2月 当社取締役品質保証部、富士川事業所担当兼建材製造本部長 (現任)

◇取締役候補者とした理由

新美泰氏は、当社において主に建材事業の製造部門に携わり、また、海外子会社(スラインダー社)の事業運営にも関与しており、これらの事業及び業界に関する豊富な知識や経験等を活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

あま ぎし とも き  
天 岸 知 樹

1974年3月3日生 (満50歳)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

所有する当社株式の数

1998年4月 当社入社

1,000株

2020年12月 当社繊維板事業部副事業部長

2023年2月 当社取締役繊維板事業部長

2024年2月 当社取締役清水事業所担当兼繊維板事業部長 (現任)

◇取締役候補者とした理由

天岸知樹氏は、当社において主に繊維板事業に携わり、同事業及び業界に関する豊富な知識や経験等を活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

は っ と り ゆ う じ  
服 部 裕 仁

1965年10月3日生 (満59歳)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

所有する当社株式の数

1988年4月 当社入社

4,200株

2012年1月 当社製品開発部長

2024年2月 当社取締役製品開発部長 (現任)

◇取締役候補者とした理由

服部裕仁氏は、当社において製品開発部門の責任者として長年、多様化する住空間へのニーズに対応した建材製品の開発や非住宅向け製品の開発に取り組んでまいりました。その豊富な業務経験や知識等を活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

わた なべ しん や  
渡 邊 慎 也 1965年9月9日生 (満59歳)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式の数  
2,500株

1988年4月 当社入社  
2013年1月 当社物流部長  
2024年2月 当社取締役物流部長 (現任)

◇取締役候補者とした理由

渡邊慎也氏は、当社において物流部門の責任者として長年、事業環境の変化に対応したロジスティクスの策定・実行に取り組んでまいりました。その豊富な業務経験や知識等を活かすことにより取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 10

しお さか けん  
塩 坂 健 1949年1月28日生 (満76歳)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

1971年4月 三菱油化株式会社入社 1,000株  
1999年4月 三菱化学フォームプラスチック株式会社取締役営業部長  
2003年7月 株式会社J S P取締役住宅資材部長  
油化三昌建材株式会社代表取締役社長  
2006年7月 株式会社J S P取締役常務執行役員第二事業本部E P S事業部長  
2012年7月 株式会社J S P顧問  
NK化成株式会社代表取締役社長  
2014年7月 NK化成株式会社相談役  
2015年6月 株式会社J S P顧問退任  
NK化成株式会社相談役退任  
2016年2月 当社社外取締役 (現任)

◇社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

塩坂 健氏は社外取締役候補者であります。同氏は、他社での会社経営に関する豊富な知識や経験に加え、業界に関する知見等があり、独立した立場から当社の社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと考えております。また、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言や指摘が得られるものと期待されるため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

◇社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者である塩坂 健氏との間で、会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第30条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

また、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。

候補者番号 11

たか い あさ みつ  
高 井 章 光 1968年6月5日生（満56歳）

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

|          |                                                 |        |
|----------|-------------------------------------------------|--------|
| 1995年4月  | 第二東京弁護士会弁護士登録                                   | 1,000株 |
| 1995年4月  | あさひ法律事務所（現あさひ法律事務所、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）アソシエート弁護士 |        |
| 1999年6月  | 須藤・高井法律事務所開設 共同パートナー                            |        |
| 2007年11月 | 第二東京弁護士会仲裁センター仲裁人候補者（現任）                        |        |
| 2011年6月  | 司法試験考査委員[倒産法]（法務省）                              |        |
| 2011年9月  | 原子力損害賠償紛争審査会特別委員（文部科学省）（現任）                     |        |
| 2014年5月  | 日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター事務局長                     |        |
| 2016年6月  | 高井総合法律事務所開設 代表パートナー（現任）                         |        |
| 2016年6月  | 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ社外監査役（現任）                       |        |
| 2017年1月  | 日本商工会議所経済法規専門委員会委員（現任）                          |        |
| 2017年6月  | 株式会社NEW ART（現NEW ART HOLDINGS）社外監査役（現任）         |        |
| 2020年11月 | 株式会社コジマ社外取締役（監査等委員）（現任）                         |        |
| 2021年2月  | 当社社外取締役（現任）                                     |        |
| 2021年12月 | 大和証券リビング投資法人監督役員（現任）                            |        |
| 2022年4月  | 一橋大学大学院法学研究科特任教授                                |        |
| 2024年4月  | 一橋大学大学院法学研究科客員教授（現任）                            |        |

《重要な兼職の状況》

高井総合法律事務所 代表パートナー  
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ社外監査役  
株式会社NEW ART HOLDINGS社外監査役  
株式会社コジマ社外取締役（監査等委員）  
大和証券リビング投資法人監督役員

#### ◇社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高井章光氏は社外取締役候補者であります。同氏は、企業法務に精通しており、また、会社更生管財人代理として会社の経営に関与した経験もあることから、同氏の弁護士としての法律に関する専門知識や経験等を活かすことにより、独立した立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。また、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言や指摘が得られるものと期待されるため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

#### ◇社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者である高井章光氏との間で、会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第30条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

また、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は社外取締役候補者塩坂 健氏及び高井章光氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届出ております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が当社取締役としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。各取締役候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時において同様の契約内容で更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役上原敏彦氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

うえ はら とし ひこ  
上 原 敏 彦 1952年10月3日生(満72歳)

再任

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

1977年4月 当社入社

3,000株

1998年10月 当社情報システム室長

2012年2月 当社取締役情報システム室長

2017年12月 当社取締役情報システム室担当

2019年2月 当社監査役(現任)

#### ◇監査役候補者とした理由

上原敏彦氏は、当社において主に情報システム部門に携わり、ITや情報システムに関する豊富な知識や経験等を有しており、また、長年にわたり取締役を務めた経験を当社の監査体制の充実・強化に活かすことにより、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が当社監査役としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。監査役候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時において同様の契約内容で更新を予定しております。

## ご参考

### 選任後の監査役会の構成（予定）

|    | 氏名                     | 現在の当社における地位     | 取締役会<br>出席状況     | 監査役会<br>出席状況     |
|----|------------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 現任 | はせがわ のりもと<br>長谷川 倫 源   | 常勤監査役           | 12/12回<br>(100%) | 12/12回<br>(100%) |
| 現任 | みうら さとる<br>三 浦 悟       | 社外<br>監査役       | 12/12回<br>(100%) | 12/12回<br>(100%) |
| 再任 | うえ はら とし ひこ<br>上 原 敏 彦 | 監査役             | 12/12回<br>(100%) | 11/12回<br>(92%)  |
| 現任 | はる やま なお き<br>春 山 直 輝  | 社外<br>独立<br>監査役 | 10/10回<br>(100%) | 10/10回<br>(100%) |

以 上

# 定時株主総会会場 ご案内図

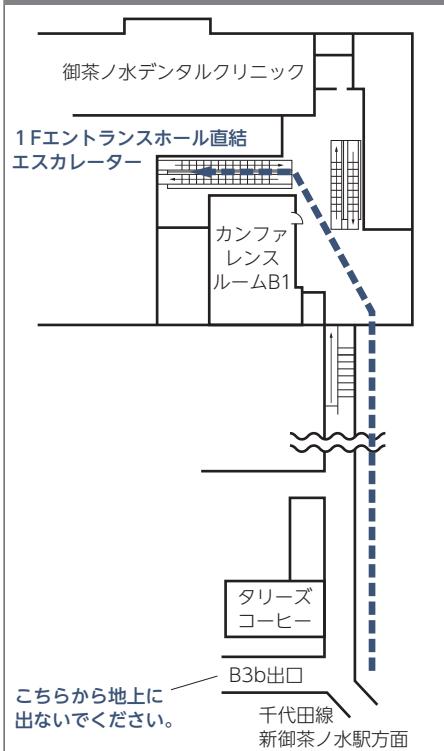
**日時** 2025年2月27日（木曜日） 午前10時

〔受付開始は午前9時30分〕

**会場** 東京都千代田区神田駿河台三丁目11-1

**三井住友海上駿河台新館**  
**TKPガーデンシティ御茶ノ水 3階**  
カンファレンスルーム 3B~3C

経路図 地下（B3b出口周辺）



## 交通機関

- J R 中央線・総武線
- 東京メトロ丸ノ内線
- 都営新宿線
- 東京メトロ丸ノ内線
- 東京メトロ千代田線

※上記経路図のとおり、B3b出口から地上に出ず、さらに地下通路をお進みください。  
ご来場の際は、電車など公共交通機関をご利用ください。

御茶ノ水駅

御茶ノ水駅

小川町（東京都）駅

淡路町駅

新御茶ノ水駅

聖橋口より徒歩 4分

1 出口より徒歩 6分

B3b出口方面※

B3b出口方面※

B3b出口方面※



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

